

淡路花博 25 周年記念事業企画委員会 設置要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、淡路花博 25 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）会則第 13 条第 1 項の規定に基づき、企画委員会の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第 2 条 委員は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(職 務)

第 3 条 企画委員会は、淡路花博 25 周年記念事業について専門的見地を踏まえた企画案を検討し、実行委員会に提案するとともに、事業実施に向けた監修を行う。

(役 員)

第 4 条 企画委員会に委員長 1 名を置くこととし、委員長は、実行委員会の委員長が指名する。

2 委員長は、企画委員会の会務を総理し、企画委員会の議事を主宰する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 企画委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(謝 金)

第 6 条 委員が、会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅 費)

第 7 条 委員が、企画委員会の職務を行うために会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 44 号）及び委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 条）の規定により支給する。

(事務局)

第 8 条 企画委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 前項の規定は実行委員会会則に定める事務局を準用する。

(解 散)

第 9 条 企画委員会は、目的が達成されたときに解散する。

(補 則)

第 10 条 この要綱に定める事項のほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
(第 1 回企画委員会の招集)
- 2 第 1 回企画委員会の招集については、第 5 条第 1 項の規定に関わらず、実行委員会委員長が招集する。

別表（第4条関係）

氏名	所属等
入谷 芳郎	(一社) 日本造園建設業協会 兵庫県支部長
門野 隆弘	(株) サンテレビジョン 代表取締役社長
高木 俊光	(一社) 淡路島観光協会 CMO
田中 まこ	特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション 顧問
田辺 真人	園田学園女子大学 名誉教授 県立兵庫津ミュージアム 名誉館長
中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長
原口 晴美	兵庫県女性農業士 南淡路生活研究グループ連絡協議会 会長
古田 菜穂子	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科 特任教授 (公社) ひょうご観光本部 ツーリズムプロデューサー
堀内 照美	特定非営利活動法人島くらし淡路 事務局長
三井 雄一郎	国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所長
光成 麻美	兵庫県立淡路景観園芸学校 インストラクター